

1900年代の中独関係 : 多元的国際環境下の双方向性

著者	小池 求
学位授与年月日	2014-06-26
URL	http://doi.org/10.15083/00007651

論文の内容の要旨

論文題目：1900年代の中独関係—多元的国際環境下の双方向性—

氏名：小池 求

20世紀最初の10年間は東アジアとヨーロッパ双方にとって変化に富んだ時期であった。ヨーロッパ情勢は英独対立や日露戦争後のロシア外交のバルカン回帰、オスマン帝国をめぐる列強間の対立などの諸要因により不安定化していた。一方で東アジアにおいては日露戦争を通じて、日本は大国としての地位を確保し、1907年に日英露仏間の協商体制が成立したことで、東アジアの現状維持を担う存在となった。清朝に目を転じて、光緒新政の実施やナショナリズムが勃興しており、満洲問題をめぐり日清間の対立が先鋭化していった。

本論は上述した特徴を持つ1900年代の清独関係の展開と特徴を検討することを目的としている。清独関係はこれまでドイツ外交史研究において、東アジアを舞台にした列強間の権力政治として描かれ、中国は主としてその場と見なされていた。これとは対照的に、ドイツの中国研究では、現地レベルでの社会・文化的な領域における中独間の相互作用に注目し、中国からの影響を重視する傾向にある。近年中国外交史研究においても、中国外交の主体性に注目した研究成果が出てきており、清朝をアクターと設定し、その中での政治・経済分野における清独関係の展開・特徴を再検討することが必要となってきた。

以上の先行研究の成果および問題点を踏まえた上で、本論は清独関係における清朝の外交的主体性とドイツの対清政策の相互作用を両国双方の史料を利用して検討した。その際、使節外交による交流、政治的協力関係の模索、通商問題という3つの分野を研究対象として設定した。この検討を通じて、①清朝外交の可能性と限界、②ドイツの対清政策の構造、③東アジア国際関係とヨーロッパ国際関係の一体化と連動の解明し、それにより清独関係が清独両国の外交政策の相互作用のみならず、両国関係を構成する多様な領域が相互的に

影響し合うことによって、その全体像が形作られていることを指摘した。

第1章では、1860年のオイレンブルク使節団の派遣から義和団戦争の講和条約締結までの清独関係を概観した。ドイツの東アジア政策は日清戦争を契機に、それまでの企業や顧問として清朝に雇われたドイツ人など個人・貿易のレベルから、国家が全面に登場し、膠州湾占領や義和団戦争への参加に代表される積極的な対清政策に転換し、清朝と対立することとなった。しかし、このドイツの積極政策は、基本的には英露の黙認や共同歩調を前提としており、1860年代以降、ドイツは東アジアにおいて「大国」では必ずしもなかった。

清独関係が最も悪化した義和団戦争の戦後処理の事例として、謝罪使派遣を検討したのが第2章である。謝罪使派遣は義和団戦争の講和条約である北京議定書に記載されており、清朝は履行義務を負ったが、清朝側には醇親王に海外視察の機会を与えるものとして、比較的肯定的に捉えた。しかし、ドイツは清朝のそのような謝罪使観を問題視しており、この2つの異なる認識が謁見儀礼問題で衝突した。その中で、清朝は叩頭問題を国体を損なうものとして認識し、他方国書進呈問題で譲歩することで、ドイツ側から妥協を引き出そうとした。結局、叩頭問題はドイツ外務省側が叩頭の宗教性を指摘し、他方で醇親王が叩頭の撤回を嘆願することで、ヴィルヘルム2世からの譲歩を獲得することができ、両国の妥協の上で解決した。しかし、使節団の謝罪使としての性格は謁見に限定されており、謁見後、ドイツ側が醇親王を優遇したため、世論の批判を受け、醇親王の世界歴訪計画は頓挫した。

謝罪使派遣は清朝のその後の使節外交の出発点となり、清朝の近代化も清独関係を考える上で重要な要素となった。その2つの要素について考察政治大臣を事例に検討したのが第3章である。考察政治大臣の派遣は、各国の国家体制の視察と国際社会に対する改革の実施のアピールを目的としていた。使節団のドイツ視察計画はドイツ側により作成されており、現地視察の重点は教育・科学技術、産業・インフラに置かれ、政治制度に関してはドイツの関係省庁が作成した備忘録に依拠していた。ドイツ側の協力に依存した視察を通じ、大臣の中に軍国主義・富国強兵のモデルとしてのドイツ観が形成された。ドイツ側でもこれを機会に政府は対清文化政策に着手し、産業界は清朝高官との交流を通じて、清朝の軍事や産業の近代化への関与による対清貿易促進をそれぞれ模索していった。

清独関係は交流という内的展開だけではなく、東アジアの国際情勢の変化、特に日米対立とアメリカの対満洲政策から大きな影響を受けた。そこで、2度試みられた独米清連携構想の内容と過程を第4章(1907~1909)と第5章(1910~1911)でそれぞれ検討した。前者の構想は、1907年夏の東アジア協商体制成立後に特にドイツの主導で模索された。清独両国は協商体制の成立を分割の危機として捉え、移民問題をめぐる日米対立に注目し、三国が連携することで、清朝の国家主権、領土保全、門戸開放、機会均等の維持を図ろうとした。ヴィルヘルム2世や駐清公使レックスは三国間の同盟構想を持っていたが、外務省は清米間の仲介者として対米交渉を行い、現状維持の範囲で清朝の外交政策を支持する姿勢を見せた。しかし、独米と清朝側の構想は異なるものであった。清朝側にはこの連携を満洲問題に両国を積極的に関与させるために利用しようとする動きが存在した。袁の政策は現状打破を目指すものであり、日清戦争が再発する危険性を含んでいたため、アメリカ側は対日和解を選択し、この連携構想から手を引いた。ドイツはあくまで清米連携を前提としていたため、この連携構想は一端頓挫した。

後者の構想の直接的契機は、アメリカでの政権交代により、タフトが大統領に就任し、積極的な対満洲政策を推進したことであった。特に國務長官ノックスが満洲鉄道中立化計画を発表すると、ドイツにも支持を求めた。当時のドイツ外務省は、バルカン情勢の悪化による制約を受け、東アジア問題への関与が自国の国際的地位に危険を及ぼすと認識していたこともあり、消極的な同意を与えるにとどめた。そして、この計画に脅威を感じた日露が第二次日露協商を締結したことで、清朝は再度それを分割の危機と捉え、そのような事態を回避するために再度対独米接近を実施した。同時期、摂政王であった醇親王は二人の弟を軍事視察のために各国に派遣しており、ドイツに対する好印象が清朝宮廷に広がっており、今回の接近政策の決定は使節外交の成果も大きく寄与した。清朝は前外務部尚書梁敦彦を特使として秘密裏に独米に派遣し、清朝の国家主権および領土保全に対する保証を与えることに同意するよう要請した。ドイツはその提案に同意したが、アメリカは仲裁裁判条約の締結を求めたため、両国間の相違を調整する必要性が生じた。梁は対米交渉と同時に、駐米ドイツ大使を通じてドイツ政府と交渉することで、妥協点を見出そうとしたが、アメリカが対清政策に消極的になったこともあり、この連携構想も失敗に終わった。

政治的な連携は清独両国に対する外交上の制約や国力の不十分さ、さらにドイツのヨーロッパの地位に対する悪影響へ懸念が原因となり成功することはなかった。それでは列強間の足並みをそろえる必要があった通商問題において、清独関係はどのように展開していったのかという問題への検討を試みたのが、第6章の清独通商条約改正交渉(1903~1911)である。北京議定書に規定された通商条約改正交渉は、清朝の主権意識に基づく不平等条約改正の試みと、それを制約しかねない列強側の通商活動の規制緩和要求が衝突する場であり、特に裁釐加税問題が焦点となった。英米日の順で交渉が行われ、その成果が条約となって蓄積されていくことで通商条約の枠組が形成されていった。しかし、その枠組に対する批判も存在しており、その不満を一部反映して、上海で作成されたドイツの条約案は、清朝の主権を損ないかねない要求を盛り込んでいた。外務省は関係省庁や利害関係者を説得し、条約の枠組との整合性を重視した条約案に落ち着かせたものの、この案も枠組を絶対視する清朝の批判を受けた。交渉の最大の焦点は裁釐加税と内河航行権であり、前者に関しては、清独双方の要求を両論併記する形でまとめ妥協できたが、後者に関しては双方とも譲歩の態度を示さず、ドイツの全権代表クナップの帰国により、交渉は中断した。

交渉中断後、各国がドイツの態度を重視したため、清朝は対独交渉の再開を模索したが、ドイツは津浦鉄道借款の解決を条件とするなど、交渉再開には後ろむきであった。さらに当時条約の各規定の法整備化が進み、その実施状況やそれを実施する清朝の統治能力が交渉の前提条件となるなど、条約改正が交渉のみで実現する時期ではもはやなくなっていた。

鉄道借款が1908年1月に妥結すると、ドイツの強硬な態度に変化がみられてきた。清朝が改正交渉から裁釐加税問題のみを切り離し、国際会議による解決を提案すると、ドイツも英米の同意を前提としながらも、清朝との関係維持のためには消極的でも同意を与えなければならないとの認識に至った。結局この構想も実現することはなかったが、清朝は英米と並んで、ドイツからも同意を得ることで、他国に影響を与えようとする清朝の姿を垣間見ることができる。

以上の議論をまとめると、まずこの時期の清朝の外交政策は独米の支持を獲得することで、自国の主権・領土保全などを維持しようとしており、両国の態度や国際環境に依存し

ていた。他方で、ドイツ側ではヨーロッパ情勢を重視する外務省と、より積極的な対清連携を主張した駐清公使レックスなどの間で意見対立が生じた。しかし、そのような路線対立は存在するものの、ドイツの対清政策が清朝の友好・善意に基づくとの点で認識は一致しており、その認識により、政治的協力や通商問題において清朝の要求を拒否できずに、消極的であれ支持せざるをえないと判断したのである。ここから清朝の外交政策がドイツの対清政策に影響を与えていたことを示していると考えられよう。また、両国関係は双方が自国の弱さを痛感していたため、アメリカの協力が不可欠であったことは、清独関係が二国間関係によって成立しえないことを意味している。そして、両国の外交政策は、当時のヨーロッパ情勢と東アジア情勢が連動していた認識で共通しつつも、清朝がそれを利用し、中国問題をヨーロッパ問題化させようとした一方で、ドイツ外務省は両者を切り離し、自国の国際的地位を悪化させない範囲での対清協調を追求したのである。

このように清独関係は双方が影響を受けながら、それぞれ政策を展開していったが、清朝の主体性はあくまで独米の許容範囲内においてのみ発揮されるものであり、そこに清独双方の限界があったといえよう。